



# 金 沢 市 公 報

第 2 6 8 5 号

平成23年(2011年)3月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民参画課)	3
道路の供用の開始について (道路管理課)	3
電線共同溝を整備すべき道路の指定について ( " )	3
<b>公 告</b>	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境指導課)	4
浄化槽保守点検業者の登録の抹消について ( " )	4
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課)	4
開発行為に関する工事の完了について ( " )	5
<b>選挙管理委員会告示</b>	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5

議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について ( " )	5
教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について ( " )	5
合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について ( " )	5
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について ( " )	5
石川県議会議員選挙及び金沢市議会議員選挙 に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する 期間について ( " )	6
<b>監査公表</b>	
監査公表 (第2号) (監査事務局)	6
<b>消防局公告</b>	
消防車のサイレンの使用について (警 防 課)	10
消防車のサイレンの使用について (金石消防署)	11
<b>公営企業告示</b>	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	11
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について ( " )	11
<b>公営企業公告</b>	
指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事 業の休止について (企業総務課)	13

## 告 示

### ●金沢市告示第43号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場の名称  
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
金沢市営金沢駅原付バイク駐車場  
金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
金沢市営本町2丁目自転車駐車場

- 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅前第1自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 106台
- 原動機付自転車 4台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成23年2月1日から同月28日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号  
財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成23年3月11日から同年6月10日まで  
午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第44号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	9台
	原 動 機 付 自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	原 動 機 付 自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	2台
大浦町地内	自 転 車	1台
涌波1丁目地内	自 転 車	1台
西泉1丁目地内	自 転 車	5台
十一屋町地内	自 転 車	1台
長土堀2丁目地内	自 転 車	2台
入江3丁目地内	自 転 車	1台
法光寺町地内	自 転 車	1台

笠舞本町2丁目地内	自 転 車	1台
末町地内	自 転 車	1台
寺町1丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日  
平成23年2月1日から同月28日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
平成23年3月11日から同年9月10日まで
- (2) 場所  
金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
竹又町町会	代表者の氏名及び住所	大長 行雄 金沢市竹又町イ106番地	北本 久一 金沢市竹又町イ44番甲地	平成23年1月1日
福増南町会	代表者の氏名及び住所	池田 勤 金沢市福増町南329番地	笠井 克彦 金沢市福増町南1179番地2	平成23年1月1日
大桑町々会	主たる事務所の所在地	金沢市大桑2丁目192番地	金沢市大桑町リ48番地1	平成23年2月20日
	代表者の氏名及び住所	田中 信正 金沢市大桑2丁目192番地	村松 繁一 金沢市大桑町リ48番地1	

#### ●金沢市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年3月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成23年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
浅 川 50号 上 若 松 町 線 11号	上 若 松 町 56番 先から 田上第五土地区画整理事業地内 13街区 10番 先まで	平成23年3月11日

#### ●金沢市告示第47号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示します。

平成23年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
2級幹線	2級幹線311号 武蔵・片町線	長町1丁目 433番1先から 長町1丁目 358番 先まで	平成23年3月11日
一般市道	高岡町線10号	高岡町 484番 先から 高岡町 134番 先まで	〃
一般市道	長町1丁目線1号	長町1丁目 431番 先から 長町1丁目 358番 先まで	〃

## 公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成23年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
13	金沢環境管理 株式会社	金沢市増泉3丁目17番1号	平成23年2月21日
8	ニッコー 株式会社	白山市相木町383番地	平成23年2月28日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第8条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者としての登録を抹消したので公告します。

平成23年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録抹消年月日
75	ニッコーエムイー 株式会社	埼玉県行田市藤原町1丁目21番地1	平成23年2月21日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成23年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定道路の種類	指定の年月日	指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第357号	第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路	平成23年2月21日	金沢市金石西2丁目532番の一部、541番の一部、552番の一部、553番の一部、559番の一部、814番の一部及び535番の一部並びに541番の先、552番の先、553番の先、559番の先、599番の先	87.5	9.5 ～ 31.0
第357号	第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路	平成23年2月21日	金沢市金石西4丁目959番3及び959番4	33.0	9.0 ～ 13.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成23年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市無量寺2丁目52番2及び53番1から53番4まで	金沢市北安江2丁目15番17号 株式会社 橘土地 代表取締役 橘清和	道路 金沢市無量寺2丁目52番2及び53番4
金沢市大浦町又73番1、73番4、74番1、75番1及び76番1並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市大浦町ヲ7番地 社会福祉法人 大浦保育園 理事 藤井國知	農道 金沢市大浦町又73番4

### 選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,242人です。

平成23年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,696人です。

平成23年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第14号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,696人です。

平成23年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第15号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,242人です。

平成23年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第16号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、60,348人です。

平成23年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第17号

平成23年4月10日執行予定の石川県議会議員選挙及び同月24日執行予定の金沢市議会議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、選挙人名簿の登録の移替えを当該選挙の期日後に延期する期間を次のとおり定めます。

平成23年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

登録の移替えを延期する期間

平成23年3月15日から同年4月24日まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年3月11日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道
金沢市監査委員	中	西	利雄

1 工事監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年2月3日
- (2) 措置を講じた部局等 企業局建設部建設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年3月22日（平成19年監査公表第11号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・事務手続に関する事項について</p> <p>公共下水道利用者の要請に即時対応する必要が生じ、本来なら別工事で発注することが適当な工区外の公共柵設置工事を本工事に追加する特異な設計変更を行っているが、工事の合理性や契約の公明性を確保するため「設計変更に関する取扱要領」の適正な運用を図らねたい。</p>	<p>公共下水道利用者と施工時期について、充分な調整を行っている。以降、適正な契約を行い、別途発注を行っている。</p>

2 工事監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年2月3日
- (2) 措置を講じた部局等 企業局建設部建設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年10月11日（平成19年監査公表第22号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>(1) 当初設計の適正化について</p> <p>長土堀2丁目地内ガス管及び配水管改良工事（番号33）で仮配水管の材料や工法の設計変更を行っているが、あらかじめ現場の状況を適切に把握し当初設計に盛り込んでおれば回避できたと考えられるところから、当初設計に際しては事前に必要な調査を行いその結果を設計に反映するなど適正を期す必要がある。</p> <p>(2) 設計及び契約の変更事務の適正化について</p> <p>同工事（番号33）において、変更設計書作成及び変</p>	<p>当初設計時において、当該施設の出来形情報及び現地の調査の徹底を行い、大幅な仮設等の変更を生じないように努めている。</p> <p>変更契約に関する事務手続について、速やかに実施し</p>

<p>更契約締結に関する事務手続の大幅な遅延が見受けられたことから、設計及び契約の変更が必要な場合には「変更設計に関する取扱要領」に即して事務の適正を期す必要がある。</p>	<p>ており年々その成果を高め、事務の適正に努めている。</p>
---	----------------------------------

3 工事監査

- (1) 措置通知があった年月日      平成23年2月3日
- (2) 措置を講じた部局等          企業局建設部建設課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成20年3月31日（平成20年監査公表第5号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・工事の設計変更等に係る事務の適正化について</p> <p>工事の設計変更等に係る事務手続は、変更する必要がある時点で変更設計書を作成し契約変更を行うべきところ、平成18年度八田町（東）ほか1町地内（76工区）管渠築造工事（番号1）については変更金額が500万円を超える重要な変更であるにもかかわらず、変更工事を先行させ設計変更手続等が遅延していたので、今後、事務の適正を期す必要がある。</p> <p>なお、工事内容の軽微な変更については、変更指示書の交付等により変更工事を先行させ変更設計書作成及び変更契約締結を工期末に一括して行うことも事務簡素化の観点からやむを得ないものと思われるので、変更設計書作成及び変更契約締結の事務手続に関する規程を整えるなど、事務の円滑かつ適正な執行を図ることが望まれる。</p>	<p>重要な変更の定義については、平成22年6月に改正し、明文化されている。</p> <p>指摘以降、設計変更の手続の適正を期すよう事務の適正化に努めており、今後も事象の変化等により適宜実施していく。</p> <p>工事内容の変更については、事象の変化等があれば、適宜変更を実施していく。設計変更の手続の適正を期すよう事務の適正化に努めていく。</p>

4 経営に係る事業の管理監査

- (1) 措置通知があった年月日      平成23年2月4日
- (2) 措置を講じた部局等          企業局営業部営業開発課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成22年3月31日（平成22年監査公表第5号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・家庭用における営業の強化について</p> <p>供給戸数、販売量ともに減少を続けている家庭用営業においては、新築・リフォーム時のオール電化への移行を食い止めるため、これまで以上に、既存客への啓発営業活動を積極的に展開することが望まれる。</p> <p>また、サブユーザーとの連携については、営業委託制度等を十分活用するとともに、創意工夫を凝らし効率的かつ粘り強い営業活動を行うことが望まれる。</p>	<p>既存客防衛のため特別チームを編成してターゲット営業を強化したほか、ガス展等のイベントを通じて啓発営業を実施し、電化率の低減と販売目標を上回る実績をあげた。また、サブユーザーに対し、研修会の開催などを通してガス普及業務委託制度の活用を促しながら連携営業を行う体制を整え、実績をあげている。</p> <p>更に「低炭素社会の実現」をテーマに、燃料電池エネファームの販売に着手し、環境への取組を前面に打ち出しながら、既存客及びサブユーザーに対する営業活動を強力に推進している。</p>

5 財務事務監査

- (1) 措置通知があった年月日      平成23年2月4日
- (2) 措置を講じた部局等          都市政策局文化交流部文化政策課

- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年3月31日 (平成19年監査公表第12号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・収入に関する事務について            指定管理者が運用している美術館等の招待券・優待券の発行等に対する指導監督や状況把握がなされていないので、適切に実施する必要がある。</p>	<p>招待券及び割引券の配布・管理等について定める基準を設け、基準に基づく適切な管理を促すとともに、施設ごとの招待券発行数の報告をするよう改めた。            今後も適切な管理が円滑に行えるよう適時、指導監督を行っていく。</p>

## 6 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年2月4日  
 (2) 措置を講じた部局等 都市政策局文化交流部文化政策課  
 (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日 (平成20年監査公表第13号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・公有財産の管理について            消防用設備や自家用電気工作物の保守・管理について、一部の文化施設及び保育所において改修が必要とされているにもかかわらず1年以上放置しているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p>	<p>指摘のあった施設の救助袋について、3階部分については平成19年度に、また、屋上部分については、平成22年度に取替えを実施した。</p>

## 7 財務事務監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年2月4日  
 (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局障害福祉課  
 (3) 監査結果の公表年月日 平成15年2月12日 (平成15年監査公表第4号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・収入に関する事務について            身体障害者措置費負担金及び知的障害者措置費負担金等に係る延滞金については、前回監査時(平成11年11月実施)においても指摘したとおりであるが、今回も延滞金の徴収に関し改善がなされていないので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>障害者世帯固有の生活困窮等、滞納者の事情を十分に勘案しながら、電話催告などにより催告を行ってきたが、滞納者の多くは経済的に困窮しており、結果として平成20年度末までに徴収ができず不納欠損となったものである。国の法改正により今後負担金が発生することはないが、延滞金の徴収事務については、これからも適正な事務処理に努めていきたい。</p>

## 8 公の施設の受託者監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年2月4日  
 (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局障害福祉課  
 (3) 監査結果の公表年月日 平成16年2月23日 (平成16年監査公表第8号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・社会福祉法人むつみ会            (ア) 施設の管理について、市委託事業と法人の自主事業の対象経費の区分が明確になっているといえず、委託対象経費を明確にした適正な委託事業の執行を</p>	<p>(ア) 平成17年度より、社会福祉法人 むつみ会が指定管理により運営を行っている。法人の自主事業収入及び市の管理費用により運営を行い、協定書により</p>



<p>予算区図るべきである。</p> <p>(イ) 出納事務について、経理規程に基づき、事前又は速やかに会計責任者の決裁を経て行き、小口現金支払はやむを得ない経費にとどめることが原則であり、出納事務及び会計責任体制について適正な改善を図るべきである。</p> <p>(ウ) 国の「社会福祉法人会計基準」の制定を踏まえ、法人の運営適正化の観点に立って早期に適切な経理執行を図るべきである。</p> <p>・障害福祉課</p> <p>施設の管理について、市委託事業と法人の自主事業の対象経費の区分が明確になっているといえず、委託対象経費を明確にした適正な委託事業の執行を図るべきである。</p> <p>また、委託団体に対し、法人の運営適正化の観点に立って、経理事務の執行について適時適切な指導、検査を行うべきである。</p>	<p>分を明確にし、適正な執行を行っている。</p> <p>(イ) 小口現金支払はやむを得ない場合にとどめており、出納を適正に行うために、会計責任者を定め、出納時に担当者、会計責任者、施設管理者の3名の決裁で行うよう体制の改善を図っている。また、小口現金出納簿を、法人本部職員が確認し、決裁処理を行うように改めている。</p> <p>(ウ) 現在、施設管理及び運営については、平成17年度から指定管理者制度を導入しており、経費の支出については、指定管理運営費積算表に基づき、障害福祉課の指導のもと適正な経理に努めている。</p> <p>平成17年度より、社会福祉法人 むつみ会が指定管理により運営を行っている。法人の自主事業収入及び市の管理費用により運営を行い、協定書により予算区分を明確にし、適正な執行を行っている。また、経理事務の執行について適宜、指導、検査も行っている。</p>
--	--

9 財務事務監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年2月4日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局障害福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年3月13日 (平成18年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・委託料に関する事務について</p> <p>委託契約において予定価格の基礎となる算定根拠の不明確なものが一部見受けられるので、適正を期す必要がある。</p>	<p>指摘された2事業である「福祉バス運営事業委託」、「障害者緊急通報装置受信運営事業委託」について、平成19年度から算定根拠を明確にする措置を講じている。</p>

10 財務事務監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年2月7日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局健康推進部医療保険課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年6月11日 (平成21年監査公表第10号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・未収金の管理事務 (収納事務) について</p> <p>国民健康保険料の徴収について、収納率が逡減し収入未済額が増加しているため、早期徴収や滞納処分に力を注ぐなど徴収体制を強化し、収納率向上を図ることが望まれる。</p>	<p>平成21年6月から徴収嘱託員を5人配置するなど初期滞納者対策に努めている。また、滞納者の預金調査を徹底し、滞納処分に力を注ぐなど徴収体制を強化し、収納率の向上を目指している。</p>

11 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年2月9日
- (2) 措置を講じた部局等 環境局リサイクル推進課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年8月23日 (平成22年監査公表第15号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・公有財産の管理について</p> <p>消防用設備等の保守・管理について、一部の施設において点検時の不備が1年以上放置されているものや消防査察時の不備がそのまま放置されているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p>	<p>指摘のあった施設の消防用設備の不備については、改善を行った。今後も施設の適切な維持管理に努めていきたい。</p>

## 12 経営に係る事業の管理監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成23年2月10日
- (2) 措置を講じた部局等 市立病院事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年3月23日 (平成21年監査公表第4号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・人材の確保・育成について</p> <p>金沢市立病院憲章に掲げている「最新の医学水準に基づく診療」や「親切で心のこもった医療サービス」を行い、また、「適正で効率的な病院運営」を実践するためには、スタッフの確保・育成やモラルの高揚が極めて重要である。</p> <p>折しも管理型臨床研修病院として臨床研修を実施することでもあり、診療スタッフが研究マインドを高め最新の医療水準に基づく診療を率先垂範できるよう、研究・研修活動を一層推進されたい。</p> <p>また、適正で効率的な病院運営を支える事務スタッフの強化・育成についても、特段の配慮をされたい。</p> <p>・財務管理の適正化について</p> <p>一般会計からの繰入金については、地方公営企業法等における経費負担の原則を基本とし適切な運用に努められたい。</p> <p>なお、医業外収益の補助金として処理されている救急医療や結核医療に係る繰入金については、地方公営企業法等に則り医業収益又は医業外収益の負担金とすることが望まれる。</p>	<p>オープンクリニカルカンファレンスを隔月で開催し、登録医の医師と症例研究を行うことで研究マインドを高めるとともに、アメリカが運営する電子臨床情報サイトとライセンス契約を結び、最新・最良の診断・治療の提供に活用している。</p> <p>また、平成21年度に医師事務作業補助者4名(うち2名内部で編成替え)、診療情報管理士1名を採用し、平成22年度に医師事務作業補助者を3名採用することで事務スタッフの強化を図った。更に、平成22年7月にDPC対象病院となったことから、診療情報管理士の育成を継続して実施している。</p> <p>地方公営企業法で定める経費負担の原則を適切に運用するために、平成21年度予算より他会計補助金(医業外収益)の一部である救急医療の確保に要する経費及び保健衛生行政に要する経費を他会計負担金(医業収益)として計上した。</p>

## 消 防 局 公 告

金沢市消防団火災防ぎょ訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成23年3月11日

金沢市消防長 山 田 弘

- 場 所 金沢市中央消防署管轄区域内 (角間町地内)
- 日 時 平成23年3月20日(日)午前9時から午前9時30分まで
- 場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内 (松寺町地内)
- 日 時 平成23年3月20日(日)午前10時から午前10時30分まで
- 場 所 金沢市金石消防署管轄区域内 (専光寺町地内)
- 日 時 平成23年3月20日(日)午前11時から午前11時30分まで

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成23年3月11日

金沢市消防長 山 田 弘

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内 (赤土町地内)

日 時 平成23年3月24日(木)午後3時30分から午後4時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第6号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 平成22年11月1日から平成23年1月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 47,790円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 70,310円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 50,210円

2 原料価格変動額 13,500円

算式 63,730円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 50,210円 (1トン当たり平均原料価格) = 13,500円 (100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 13,500円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から11.07円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

4 平成23年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	215円68銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	213円68銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	201円18銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	199円35銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	194円35銭

●金沢市公営企業告示第7号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成22年11月1日から平成23年1月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 70,310円

## (2) 原料価格変動額 17,600円

算式  $88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 70,310円 (1トン当たり平均原料価格) = 17,600円 (100円未満切捨て)$

## (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式  $基準単位料金の額 - 17,600円 (原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から35.91円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

## (4) 平成23年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	385円39銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	376円29銭

## 2 瑞樹団地供給地点群

## (1) 平成22年11月1日から平成23年1月31日までの平均原料価格

1トン当たり 70,310円

## (2) 原料価格変動額 17,600円

算式  $88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 70,310円 (1トン当たり平均原料価格) = 17,600円 (100円未満切捨て)$

## (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式  $基準単位料金の額 - 17,600円 (原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から35.91円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

## (4) 平成23年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	385円47銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	376円37銭

## 3 南森本供給地点群

## (1) 平成22年11月1日から平成23年1月31日までの平均原料価格

1トン当たり 70,310円

## (2) 原料価格変動額 17,600円

算式  $88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 70,310円 (1トン当たり平均原料価格) = 17,600円 (100円未満切捨て)$

## (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式  $基準単位料金の額 - 17,600円 (原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から35.91円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

## (4) 平成23年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	364円24銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	355円14銭

## 4 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成22年11月1日から平成23年1月31日までの平均原料価格

1トン当たり 70,310円

(2) 原料価格変動額 17,600円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 70,310円(1トン当たり平均原料価格) = 17,600円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 17,600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から35.91円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成23年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	407円85銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	398円75銭

## 公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業を休止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成23年3月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地	届出年月日
349	株式会社 伸光商会	金沢市畝田西3丁目512番地	平成23年2月7日

平成23年(2011年)3月11日 印刷  
平成23年(2011年)3月11日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄